

社会保険

ほっかいどー



2023
No. 482

3

March

4

April

INFORMATION

日本年金機構からのお知らせ P2

- オンライン事業所年金情報サービスを開始しました
- 育児休業等期間中の保険料免除について

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P4

- 令和5年度 協会けんぽの健診のご案内
- 令和5年度 北海道支部保険料率が決定しました
- 健康保険証の回収にご協力をお願いします

労働保険関係手続きの基礎 P6

- 割増賃金の計算方法(月給制の場合)

社会保険協会支部だより P7

働く人の ライフ&マネープラン P8

- ひとり親家庭の支援制度



北海道のまつり～阿寒湖氷上フェスティバルICE・愛す・阿寒 冬華美 釧路市

毎月の社会保険料額等の情報※をオンラインで取得できる オンライン事業所年金情報サービスを開始しました

～ 令和5年（2023年）1月から～

利用いただくにはGビズIDを利用し、e-Govのマイページから利用手続きが必要です

※ 社会保険料額情報、増減内訳書、算出内訳書、決定通知書、届出に必要な被保険者データ

メリット
1

紙の通知書よりも早く受け取り・確認が可能

納入告知書等の到着前に毎月の社会保険料額を確認できるなど、これまでよりも早く各種情報・通知書の受け取り・確認ができます。

メリット
2

定期的に受け取りが可能

一度申し込みをいただければ、定期的にお送りします。
これまでのように随時、電話等でご連絡いただく必要はありません。

メリット
3

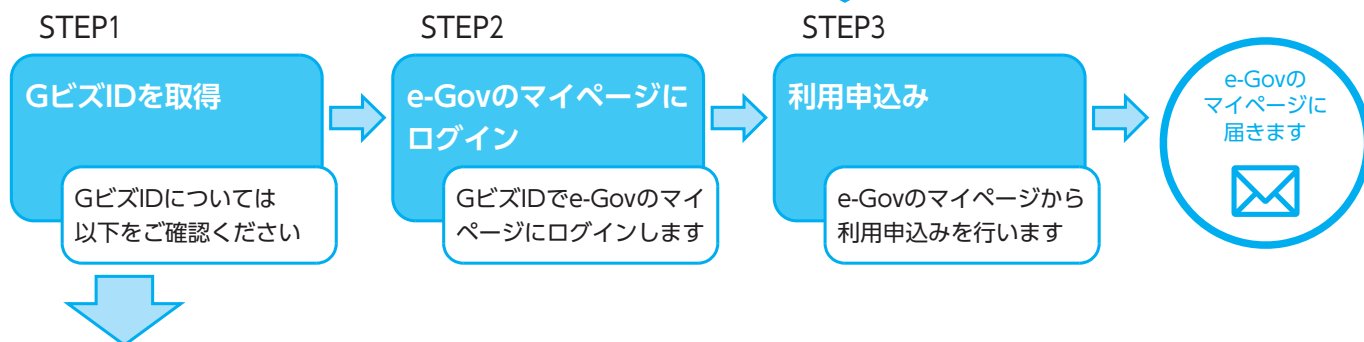
データの活用が可能

電子データで受け取れるため、社内システムで取り込み、自社で保有するデータとの突合を行う等、業務の効率化を図ることができます。



利用方法はカンタン

GビズIDでe-Govから電子申請を利用されている方は、
すぐに利用申し込みを行っていただけます！



GビズIDとは？

デジタル庁が運営している認証システムです。

1つのアカウント（ID・パスワード）で複数の行政手続きが可能となるサービスで、無料で利用することができます。GビズIDプライム※の発行には2週間程度を要しますので、ご準備ください。

GビズIDの詳しい内容、手続きはGビズIDのホームページをご覧ください。



GビズID

検索

<https://gbiz-id.go.jp>

※ GビズIDで取得できるアカウントの一つ。
社会保険の手続きには「GビズIDプライム」
を取得してください。

オンライン事業所年金情報サービスの利用方法等については、日本年金機構ホームページをご覧ください



https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/online_jigyousho.html

日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

検索

育児休業等期間中の保険料免除について

～ 令和4年10月から 法律改正により保険料免除要件が見直されました ～

育児休業中の保険料免除とは？

3歳に満たない子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準じる休業）期間は、事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主負担分・被保険者負担分ともに免除されます。

令和4年10月からは免除要件が見直されています。

～ 同月内に14日以上育児休業等を取得した場合も免除されます ～

これまでの保険料免除要件（育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで）に加えて、育児休業等を開始した日の属する月内に、**14日以上**（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）の育児休業等を取得した場合も、当該月の月額保険料が免除されます。

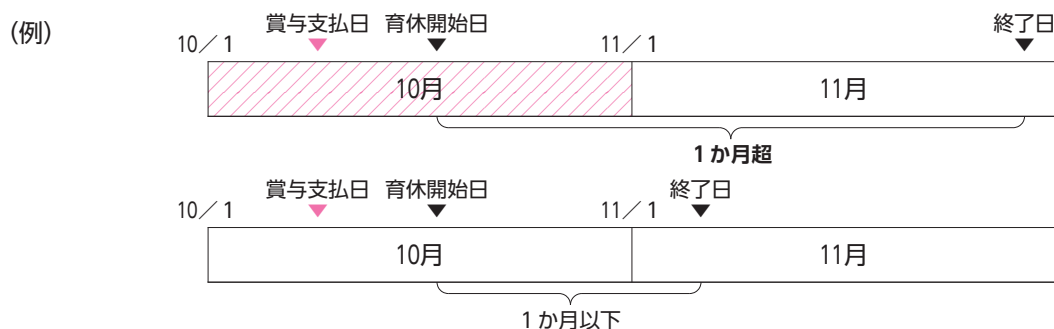
月額保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月



～ 賞与保険料の免除要件について ～

賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。1か月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含みます。

賞与保険料の免除 ※ 斜線部分が保険料免除月



▶ 制度の詳しい内容や届書様式については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

令和5年度 協会けんぽの健診のご案内

令和5年度の協会けんぽの健診をご案内いたします。協会けんぽでは、年度内お一人さま1回に限り、健診費用の一部を補助しています。令和5年度は、ぜひ協会けんぽの健診をご利用ください！

生活習慣病予防健診

35歳～74歳の
お勤めの方対象

① 令和5年度から健診費用がお得に！

令和5年度からは、健診費用の約7割を協会けんぽが補助し、皆さまのご負担金額が約4割から約3割に軽減されます。

令和4年度 自己負担額 令和5年度 自己負担額 最高

最高 7,169円

5,282円 でお得！！



② 検査内容が充実しています！

労働安全衛生法による定期健康診断の検査項目に加え、5種類のがん検診もごございます。

定期健康診断よりも検査項目が充実しています！

定期健康診断で定められている項目

- 診察等 ● 問診 ● 身体計測
- 視力・聴力検査…等



国が推奨する **5種類のがん検診**

- 便潜血反応検査
- 胸部レントゲン検査 ● 胃部レントゲン検査
- 乳がん検診 ● 子宮頸がん検診

※乳がん・子宮頸がん検診は、別途費用負担、年齢条件がございます。

③ 無料の健康サポートが受けられます！

健診の結果から、生活習慣病のリスク数に応じて生活習慣の改善が必要な方に対し、保健師等による面談（訪問、オンライン等）を行い、生活習慣改善のお手伝いをします。



特定健診

40～74歳の
ご家族の方対象

健診費用の一部を
協会けんぽが補助！

約8,000円の健診費用が、
680円以下で受けられます。
※ご負担いただく金額は、健診実施
機関により異なります。

「無料特定健診」

「特定健診プラス」など、
受診方法が選べます！

- ・「無料特定健診」は、協会けんぽが主催する無料で受診できる集団健診です。
- ・「特定健診プラス」は、特定健診にプラスして、生活習慣病予防健診と同じ検査項目を受けられます。

無料の健康サポート※
が受けられます！

生活習慣病のリスク数に応じて
生活習慣の改善が必要な方が
対象です。

（※）一部有料となる機関があります。



ご案内パンフレット 令和5年4月上旬頃
受診券 被保険者さまのご住所宛に送付予定

扶養のご家族に、ぜひ
協会けんぽの健康診断
が受けられることを
お知らせください！



令和5年度 北海道支部保険料率が決定しました

令和5年度の健康保険・介護保険料率は令和5年3月分（4月納付分）から変更となります。皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。（保険料額表はホームページをご覧ください。）

① 40歳以上65歳未満の被保険者（ご本人）さま

令和4年度	
12.03%	
健康保険料率	介護保険料率
10.39%	1.64%



令和5年度	
12.11%	
健康保険料率	介護保険料率
10.29%	1.82%

② 上記①以外の被保険者（ご本人）さま

令和4年度	
10.39%	
健康保険料率	介護保険料率
10.39%	—



令和5年度	
10.29%	
健康保険料率	介護保険料率
10.29%	—

※40歳以上65歳未満の被保険者さまには、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

各都道府県の保険料率は、地域の医療水準に基づいて算出されます。皆さまの取組で北海道支部の保険料率が変わります。下記の取組にご協力いただきますようお願いいたします。

\\ 皆さまにお願いしたい取組 //

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診・特定保健指導（健康サポート）を受けていただくこと
- ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を実践いただくこと
- 企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと（健康事業所宣言）

健康保険証の回収にご協力をお願いします

年度末は退職や就職に伴う健康保険の届出が多くなる時期です。従業員のみなさまやご家族のみなさまが健康保険の資格を失った際は、**保険証の迅速・確実な回収**をお願いいたします。



保険証を
使用できるのは

- 従業員（被保険者）さまが退職される場合 ▶ **退職日まで**
- ご家族（被扶養者）さまが就職される場合 ▶ **就職した日の前日まで**

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



労働保険関係手続きの基礎

一定の要件を満たしたうえで労働時間を延長し又は休日に労働させた場合、法定上限を超えて又は休日に労働させた時間について、通常の労働時間又は労働日の賃金に対して一定の率以上の割増賃金を支払わなければならないと前回ご説明しました。今回は割増賃金の計算方法を月給制を例にして解説したいと思います。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務を経て、adswoff（あぞふ）社会保険労務士事務所を開業しました。法人向けコンサルティングに長年従事した経験を活かし、中小企業の人事労務業務を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をはじめ、中小企業のバックオフィス業務のDX化を後押しし、スマートワーク社会実現の一助となるべく活動しています。



割増賃金の計算方法（月給制の場合）

割増賃金は、次の（１）～（４）の行程を経て算出します。

（１）１か月の平均所定労働時間を把握する

算定式：１か月平均所定労働時間＝年間総労働時間÷12か月

① 年間の所定労働日数を算出する

年間所定労働日数＝年365日－所定休日^{※1}

※1 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始、お盆休み、創立記念日など会社が決めた働く義務のない日

② 年間の総労働時間を算出

年間総所定労働時間＝年間所定労働日数×1日の所定労働時間数^{※2}

※2 季節や月によって所定労働時間が異なる場合は、それぞれに分けて計算する必要がある

（２）割増賃金の計算に含めるべき賃金、手当を漏らさず把握する（以下、「算定基礎賃金」という。）

次の7つの手当は算定基礎賃金の計算から除くことができます。

家族手当（扶養人数に応じて支払うものに限る）、通勤手当（通勤距離等に応じて支払うものに限る）、別居手当、子女教育手当、住宅手当（住宅に要する費用に応じて支払うものに限る）、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

（３）１時間当たりの賃金額を算出する

１時間当たりの賃金額^{※3}＝（２）算定基礎賃金÷（１）１か月の平均所定労働時間

（４）割増賃金を算定する

割増賃金^{※3}＝（３）１時間当たりの賃金額×割増率×法定時間外労働時間

※3 １時間あたりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を1円に切り上げる

割増賃金を計算してみよう！

以下の事例に基づきA株式会社に勤務するB係長の割増賃金を計算してみましょう。

【事例】

A株式会社の所定労働時間、所定休日

☐ 所定休日：121日（土曜日、日曜日（法定休）、年末年始6日（12月29日～1月3日）、国民の祝日）

☐ 1日の所定労働時間 8時間

B係長の月額給の内訳と時間外労働

☐ 基本給150,000円 職務手当30,000円 役職手当30,000円 皆勤手当10,000円 通勤手当13,000円

家族手当12,000円

☐ 時間外労働時間 法定時間外10時間うち深夜4時間

≪計算過程を確認しましょう≫

- ・ 年間所定労働日数＝365日－121日＝244日
- ・ 年間総所定労働時間＝244日×8時間＝1,952時間
- ・ 1か月の平均所定労働時間＝1,952時間÷12か月＝162.6666時間
- ・ 算定基礎賃金＝基本給＋職務手当＋役職手当＋皆勤手当＝220,000円
- ・ 1時間当たりの賃金額＝220,000円÷162.6666時間＝1,352円
- ・ 法定時間外に対する割増賃金＝1,352円×1.25×10時間＝16,900円－（A）
- ・ 深夜時間外に対する割増賃金＝1,352円×0.25×4時間＝1,352円－（B）

割増賃金の合計＝（A）＋（B）＝18,252円

労働保険関係手続きの基礎として、労働保険料や各種給付の算定に求められる「適正な労働時間の把握」と「労働時間に見合った賃金の計算」を中心に5回にわたり解説してきました。日々の労務管理の基本をしっかりと積み上げることが、正しい労働保険料の算定や従業員のみならずみなさまへの給付に繋がっていくことを少しでも共感していただけたら幸いです。

働く人の

ライフ＆マネープラン

ひとり親家庭の支援制度

離婚や死別などで子どもを養育する「ひとり親家庭」。ひとり親になったことで子育てや仕事、経済面など日々の生活に不安を抱えることもあるでしょう。国や自治体ではひとり親家庭を支援するさまざまな制度を設けています。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣（すどう とみ）



銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

著書：「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを買いたい!」（朝日新聞出版）、「Onlyoneの家づくり」（北海道新聞社）、「生命保険見直しガイド」（日本実業出版）など著書・監修が多数

経済、就業、生活の支援

「北海道ひとり親家庭生活実態調査」によると、児童扶養手当を受給する母子世帯の82.9%は世帯年収が300万円未満、世帯年収200万円未満では53.6%となっています。死別の場合は遺族年金などが生活の支えとなりますが、離婚によりひとり親家庭になると、経済的に厳しい状態に置かれるケースも少なくありません。

国や自治体のひとり親家庭を対象にした支援策には、経済支援、就業支援、生活支援などがあります。一覧表を参照ください。これらの支援制度は市区町村役場を窓口にした自らの申請が基本となっています。自治体独自の支援制度もあるので、ひとり親家庭はもちろん離婚を予定している場合も、使える制度を知っておくことが大切です。

養育費確保の支援

一覧表の中で特筆すべき制度が「ひとり親家庭等養育費確保支援」。これはひとり親だけではなく20歳未満の子どもを扶養する離婚予定の人も利用できる制度です。養育費の取り決めに向けた協議費用、公正証書作成費用、養育費を確実に受け取るために保証会社を利用（養育費の不払いが発生した場合に保証会社が養

育費を立替払いする制度）した費用、これらを対象に費用の一部が補助される仕組みです。

離婚の際に養育費を取り決めしたのに支払ってくれないとなると、ひとり親にとっては死活問題です。この制度を活用して確実に養育費を受け取れるようにしましょう。

ひとり親家庭の支援制度（下表は札幌市の一例（自治体等により支援の有無や内容が異なる制度もある）

	内容
児童扶養手当	離婚や死別等によるひとり親家庭に対する給付。月額43,070円を基本に子どもの人数による加算がある。所得による「全額支給」「一部支給」がある。遺族年金等受給の場合、年金額が児童扶養手当より低い場合は差額分が支給される。
ひとり親家庭等医療助成制度	ひとり親家庭の子ども（18歳に達した年度末まで）は通院・入院、親は入院を対象に保険診療の自己負担分の助成がある（一部自己負担あり）。助成の対象には所得の限度が設けられている。
ひとり親家庭等養育費確保支援	ひとり親家庭または20歳未満の子どもを扶養する離婚予定の親に対して、養育費の取り決めや確保を支援するため、公正証書の作成（補助上限額24,000円）や民間ADR（裁判外紛争解決手続）活用の協議費用の補助（上限額5万円）、養育費保証の利用にかかる費用の一部（上限額5万円）が支援される。
JR通勤定期特別割引制度	児童扶養手当の受給者、またはその同一世帯の人を対象にJR（鉄道）の「通勤定期乗車券」が通常料金の3割引きで購入できる。
ひとり親控除	2020年に創設された所得控除。合計所得500万円以下のひとり親を対象に、所得から35万円のひとり親控除額を差し引くことで税額が軽減になる。
ひとり親家庭住宅支援資金貸付金	児童扶養手当を受給し母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている人を対象に、12カ月の範囲内で家賃（月40,000円上限）の貸付が受けられる。貸付を受けた日から1年以内に就職又は所得増が見込まれる転職をし、1年間就業を継続すると返還が免除される。
母子父子寡婦福祉資金貸付	事業開始資金、修学資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、転宅資金、生活資金などを無利子または低利（1%）で貸付が受けられる。
ひとり親家庭自立支援給付金	就業を目指して資格取得のための教育訓練講座を受けるひとり親を対象に、講座の入学料及び授業料の6割相当額（限度あり）が給付される。
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付	看護師等の就職に有利な資格取得に係る養成機関で修業するひとり親を対象に、修学期間中に市民税非課税世帯は月額100,000円、課税世帯は月額70,500円が給付される。
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親および子どもの学び直しを目的に、高卒認定試験合格を目指す講座の受講資金等が支給される。受講開始時給付金は受講費用の3割（上限75,000円）の他に受講修了時給付金、合格時給付金がある。
ひとり親家庭等日常生活支援	技能習得のための通学、就職活動、疾病、看護、冠婚葬祭、残業、出張などで一時的に生活援助を必要とする場合に、家庭生活支援員の支援（身の回りの世話、乳幼児の保育、買物、医療機関との連絡等）が受けられる。費用は市民税の課税状況により無料から1時間当たり300円。
ひとり親家庭学習支援ボランティア	ひとり親家庭の子ども（小学3年生～中学生）を対象にボランティアが学習支援などを行う。費用は無料（交通費は別途）。
母子生活支援施設	18歳未満の子どもを扶養する母子世帯が入所できる施設。母子支援員、保育士、嘱託医等が自立に向けての日常生活支援を提供する。費用は市民税の課税状況により無料から月額14,500円。